

総 務 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和元年9月19日(木)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前11時27分
(休憩:60分)
- 4 閉会時刻 午後 1時45分
- 5 出席者 委員長 小沼秀朗 副委員長 松浦昌巳
委員 鈴木正治 委員 鷺山喜久
委員 大石勇 委員 藤澤恭子
- 当局側出席者 総務部長、企画政策部長、危機管理部長、
消防長、南部行政事務局長、会計管理者、
議会事務局長、所管課長
- 事務局出席者 議事調査係 松永友理子

6 審 査 事 項

- ・議案第80号 令和元年度掛川市一般会計補正予算(第2号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第10款 教育費(第1項29目・32目を除く)
第12款 公債費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正
- ・議案第85号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・議案第86号 掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- ・議案第87号 地方公務員法の一部改正をする法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ・議案第88号 掛川市印鑑条例の一部改正について
- ・議案第92号 掛川市消防団条例の一部改正について

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和元年9月19日

市議会議長 大石 勇 様

総務委員長 小沼 秀 朗

7 会議の概要

令和元年9月19日（木）午前11時27分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 付託案件審査

- ①議案第 80 号 令和元年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
- | | |
|-----|------------------------|
| 第1条 | 歳入歳出予算の補正 |
| 歳入中 | 所管部分 |
| 歳出中 | 第1款 議会費 |
| | 第2款 総務費（第1項29目・32目を除く） |
| | 第12款 公債費 |
| 第2条 | 債務負担行為の補正 |
| 第3条 | 地方債の補正 |

〔財政課、説明	11:29	～	11:35	〕
〔質 疑	11:35	～	11:38	〕

○小沼秀朗委員長

財政課の説明に対する質疑をお願いします。

○藤澤恭子委員

議案書6ページ、市民課窓口業務委託について。委託することにより金額の差がどれくらいになるのか。

●都築財政課長

今回の経費削減見込額、委託料の追加と人件費の減で、差引13万円の減となる。業務内容としては、これまで以上にサービスの追加が図られると共に、余剰で出た正規の職員を他の財政需要の必要な部署に配置することで、よりよい事業の推進が図られるという効果を見込んだものである。

○藤澤恭子委員

今回の業務委託の一番の目的は、サービスの拡大ということでよろしいか。

●都築財政課長

今回民間委託することにより、業務の繁忙期とそうでない時で人数の調整を行うことができる。正規の職員では、一年通して同じ人数で業務を行うことになるが、民間委託になれば、時期による人員の変化によって、繁忙期は大勢で対応する、そうでない時は少ない人数で対応するというように、柔軟性を持った対応ができる。より、待ち時間の短縮や迅速な事務処理ができるという効果も狙っている。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔管財課、説明 11:39 ～ 11:42 〕
〔質 疑 11:42 ～ 11:49 〕

○小沼秀朗委員長

管財課の説明に対する質疑をお願いします。

○鈴木正治委員

今回繰り越しになった、二瀬川工区の実施時期について、来年度になる見込みか。

●村上管財課長

令和2年度の予算に計上する予定である。

○鷺山喜久委員

議案書37ページ、市有地土地売却収入とあるが、最初に市が購入した時の金額はどれくらいか。

●村上管財課長

4,286万1,743円である。

○鷺山喜久委員

1000万円の損をして売ったのか。

●村上管財課長

平成7年3月に公共用地取得特別会計で市営住宅の用地として購入した。当時の近隣の土地価格を調べたが、平成7年の近隣地価公示価格が平米あたり、59,800円だった。現在の近隣地価公示価格は、31,200円となっている。この時点で、地価公示価格が47.8%下落をしているので、今回の下落は仕方がない。地価が下がったと判断した。

○鷺山喜久委員

仕方がないではなくて、適切な表現があると思うので、改めていただければ。

●高柳総務部長

先ほどの説明のとおり、市営住宅の用地ということで購入した。その後、市営住宅の建設計画や配置の関係で、土地が余剰になっていたということで、今回余剰の土地をいつまでも放置しておいてもいけないので、今回の機会に処分をさせていただいた。

○小沼秀朗委員長

関連質疑になるが、平成7年当時、平米59,800円という数字が出て、これが、先ほど、3,900平米ということだが、平米で計算すると、買ったときと大分違う気がするがどうか。

●村上管財課長

59,800円は、近隣の地価公示価格である。ここを買った当時の単価は、坪あたり、35,960円、平米あたり、10,900円となる。

○小沼秀朗委員長

当時から安く買ったという印象。今回もこの金額で売り払ったとのこと。今回も坪3万円位で売っているということ。近隣の状況を鑑みて、一般的なのか。民間の不動産屋から見ると大分安い金額なのか。

●村上管財課長

鑑定評価を取り、単価を決定している。

○小沼秀朗委員長

それにしても安いですね。

●村上管財課長

地価公示価格59,800円は、県道沿いの原谷郵便局付近の地価公示価格であるので、あんり駐車場の単価とは、大分かけ離れてしまっている。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔企画政策課、説明 11:49 ～ 11:50 〕
〔質 疑 〕

○小沼秀朗委員長

企画政策課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑なし

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔議会事務局、説明 11:51 ～ 11:53 〕
〔質 疑 11:53 ～ 11:55 〕

○小沼秀朗委員長

議会事務局の説明に対する質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

通訳者へ昼食を用意しているか。

●岩井議会事務局長

用意していない。各自でお願いしている。

○松浦昌巳副委員長

時給計算か。委託というかたちか。

●岩井議会事務局長

1時間あたりの謝礼。交通費もキロ数に応じて支払をしている。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

○小沼秀朗委員長

委員間討議をお願いします。

〔委員間討議〕

○鷺山喜久委員

議員としても本会議場に手話通訳を配置することはいいと思う。あくまでも手話通訳者の謝礼とのことだが、一般的には、半日単位なので、理屈では、昼食はいらないが、できるものなら、昼食を用意していただきたい。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

- ①議案第 80 号 令和元年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費（第1項29目・32目を除く）
第12款 公債費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正

全会一致にて原案とおり可決

- ②議案第 85 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

〔行政課、説明 12:58 ～ 13:04 〕
〔質 疑 13:04 ～ 13:06 〕

○小沼秀朗委員長

行政課の説明に対する質疑をお願いします。

○藤澤恭子委員

一部改正するにあたっては、労働組合にも連絡し合意ができているのか。それとも、改正後話し合いをするのか。

●高塚行政課長

職員組合との話し合いはできている。現在の非常勤職員は、職員組合に加入していないため、制度の説明をしている。

○藤澤恭子委員

条例の制定や一部改正においては、労働組合とあらかじめ合意ができているという判断でよいのか。

●高塚行政課長

合意というか、制度の説明をさせていただいている。特に意見はいただいていない。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕
なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

- ②議案第 85 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

全会一致にて原案とおり可決

③議案第 86 号 掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

〔行政課、説明 13:07 ～ 13:11 〕
〔質 疑 13:11 ～ 13:17 〕

○小沼秀朗委員長

行政課の説明に対する質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

実際、年齢も性別も同じ、同じ課、同じ係で仕事をした場合、議案書162ページの第2条で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員ということで、大別したとのことだが、同じ人がフルタイムとパートタイムで同じ時間で、同じ仕事をしたという場合、受け取る金額あるいは、支払う金額で差が出るのか。

●高塚行政課長

時間が違うとフルタイムとパートタイムと分かれる。同じ職種によって一般事務の場合だと、1年目で890円となっている。月給を職員の給料表から出している。それを基に時間単価を出しているので、かわらないと判断している。

○鷺山喜久委員

時間でのお話で変わらないということ。実際受け取った時はどうなのか。

●高塚行政課長

休日等もあるので、月によって違う。時給の方は日数により変動がある。

○小沼秀朗委員長

今回、全国的に改正があるわけだが、近隣市町を比較するばかりがいいわけではない。比較したときに掛川市として違う点があれば伺います。

●高塚行政課長

国の方で制度創設にあたって、マニュアルを示している。それに沿って各市町が制度設計を為しているため、大きく異なることはないと思っている。市町によっては、必要な勤務時間というのは、違いがあるかもしれない。

○小沼秀朗委員長

今回の条例で差が出ると、数年後に柱がどうか等、数字が問題になってきてしまう。勤務希望者が多いところと、そうでないところが生じることが予想されるので、今後気をつけていただきたい。

●高塚行政課長

近隣ですとどうしても競合してしまうので、情報収集をして、差が開くことがないように注意していきたい。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕
なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

③議案第 86 号 掛川市会計年度任用職員条例の給与等に関する条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

④議案第 87 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

〔行政課、説明 13:17 ～ 13:19 〕
〔質 疑 〕

○小沼秀朗委員長

行政課の説明に対する質疑をお願いする。

なし

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕
なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

④議案第 87 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

⑤議案第 88 号 掛川市印鑑条例の一部改正について

〔市民課、説明 13:21 ～ 13:25 〕
〔質 疑 13:25 ～ 13:30 〕

○小沼秀朗委員長

市民課の説明に対する質疑をお願いする。

○鈴木正治委員

結婚して通常姓を変えますよね。今回の条例は、旧氏でも使えるということか。

●高柳市民課長

はい。

通常、婚姻して姓が変わると、今まで登録していた印鑑は失効する。旧氏併記をする住民票の記載の請求をしていただき、旧氏の併記がされれば請求により旧氏の印鑑をそのまま使い続けることができる。

○鈴木正治委員

結婚して、離婚して、また結婚した場合には、どちらでも使えるのか。戸籍には残っているの
で。

●高柳市民課長

そもそも旧氏というのは、記載を希望した人が記載をされるので、もし旧氏を記載した場合に、
新しい氏になり、また再婚して、離婚して旧氏に戻ったときにも、そこに書いてある旧氏はその
まま残る。旧氏を削除する請求をしていただければ消える。

○鈴木正治委員

結婚して別れ、結婚して別れて、過去に3つくらい姓があった場合、自分で好きな姓を選択で
きるのか。

●高柳市民課長

いくつか旧氏がある場合は、初めて登録する場合は任意の氏を選択できる。氏の変更後に、旧
氏を変えたいときは、もとの旧氏以降に変更した旧氏でなければ使えない。

○鈴木正治委員

わかりました。

○鷺山喜久委員

男と女が結婚して、最近複雑なケースもありますが、一般的には社会通念上、女性が男性の姓
を引き継ぐと。この改正の趣旨は、女性活躍社会というようなことを言うようになって、女性が
結婚して旧姓をそのまま使うことによって不利益が発生しないようにするために旧姓も使える、
というのがこの法律の趣旨だと思いますが、これをやって結婚しても旧姓でいこうという人が増
えていくのか。やっぱり、社会通念に従ったほうがいいということなのか、実際、お仕事をされ
ていて感触の問題ですが、予想はどんなふうか。

●高柳市民課長

掛川市役所でも結婚しても旧氏を使用する職員もいる。以前に比べれば、環境が整っているの
で、増えている状況だと思う。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕

○鷺山喜久委員

この委員会では政党に属している人もいるし、無所属の人もいますが、国の自民党は確かこれ
には反対していたと思う。そういう観点から趣旨を見て、言っていることとやっていることが違
うなど、私が一番感じたこと。

○小沼秀朗委員長

私が始めてこの話を聞いたときは、旧姓も使えるということで、女性が活躍する場面には非常
にいいんですが、昔と比べて離婚される方が増えているので、そういう方が増える方につながる
と困ると思う。姓が変わると大変だというほうが、別れないことの理由のひとつにもなったとい
うことがあるなら、始めにぱっと浮かんだ感想。

これに関しては色々な意見があると思うので、皆さんと意見を交わせたらと思う。

○松浦昌巳副委員長

離婚については色々考えるところがありますが、実は自分の娘も最近結婚して、離婚はして
もらいたくないと思っていますが、実際に結婚して家庭を持った娘たちを見ると、もし幸せになれ
ないんだったら離婚はありだなという思いがあるし、今の時代は無理に我慢して結婚している
時代ではないかと思うので、名前とか、結婚式を豪華にやれば離婚しにくいとかが昔はそんな
ような考えもあったかもしれないが、結婚式も挙げない、ただ席を入れるだけの夫婦もあるし、色ん

な考え方があっていいのかと思う。この旧氏を使うことについて、離婚率が増えるかどうかということとはあまり考えなくていいのかなと思う。

○鷺山喜久委員

いずれにしても施行が令和元年11月5日からだと、国の改正はさっき説明があったようにもつと前、平成31年4月17日と言っていましたけど、それだけの猶予期間みたいなのがあって、世間・社会の空気とか、個人の人格・人権だとか、そういうものが保障されるというか保たれるというか、社会がだいたい考え方が変わってきて、こういう旧姓でもいいですよというように世の中が変わって結果的に、結婚して女の人がこの人の姓にならなくてもいいよと、いうことで色々保護されたり、一人ひとりの人格が保障されるというような方向で動いているのではないかなと私は思う。

○藤澤恭子委員

今は女性の活躍というか、女性もお勤めされてる方が多いので、以前のように結婚して家庭に入ることになれば時間もあって、ここにもあるように保険から携帯電話や銀行口座の変更手続きに追われるということも、これで済むといことであれば、なかなか休みが取れないとか。そういう方にとっても、私は自分の仕事のキャリアを持っていたときにも、コミュニケーションひとつで結婚したので名前が変わりましたと言えば済むんですけど、担当を持っていて急に名前が変わったら担当者が変わったのかなと電話口で心配されたりとか、あの人じゃないからやめちゃおうとか電話のやりとりではわからないので、いちいち結婚したのでと説明しなかったり、そういうことも色々あり、女性が手続きやら何から何まで精神的にもいっぺんにはこちらも慣れないので、急に新しい名前と呼ばれてもピンとこないで知らんぷりしていることもあったり、そんなこともあるので、こうやって女性が活躍していくうえで必要なことではないかなと感じる。

○小沼秀朗委員

私の身内に音楽家の方がいて、旧姓で活動をしている。活躍してる女性が、結婚したあとも更に引き続き活躍できるためには、こういったことが必要であると思う。これによって益々、女性が活躍できる機会に繋がればと思う。

○鈴木正治委員

確かに以前に比べて働く人が増えたり、社会で活躍している人が増えているので、社会情勢からして、結婚しても前の名前、特に芸能人なんかそうですね。そういう意味で活躍しやすいということで、印鑑も当然それに対応する証明なので、非常にいいことが多いと思うし、それに伴って女性自身も今まで以上に社会的責任を持たされることにはなると思う。特に一番でてくるのは、今後、実印を押す場合、今までだったら、ご主人との話で押していたものを、これからは女性の責任で実印を押すので、そういうところで責任感が更に強くなる。人間としての自立心が高くなっていいことではと思うが、トラブルになるようなことも今後考えられないこともないかなと、いう気はする。独立した人間として、責任を持ってやっていただければいいことではあるが。多くはいい面もあるかなと思う。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

⑤議案第 88 号 掛川市印鑑条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

⑥議案第 92 号 掛川市消防団条例の一部改正について

〔消防総務課、説明 13:41 ～ 13:42 〕
〔質 疑 13:42 ～ 13:44 〕

○小沼秀朗委員長

消防総務課の説明に対する質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

成後見人とか不当に差別されないように新しい条例がということだが、以前は実際仕事をしていくときに、不当に差別を受けたりということが実際あったのか。掛川にはなくても他であったりしたことがあるか。

●平井消防総務課長

今までにこの周辺も含めて、そういった差別を受けたという例は聞いたことはない。

○鷺山喜久委員

そうことなら別に条例を出す必要ないと思うが、国のほうの関係があるから、いわゆる準則ということでこういうのが出てきてると思うが、その点の確認だけお願いします。

●平井消防総務課長

もともと成年後見制度の利用の促進に関する法律というもので、不当な差別はやめていきましようということで始まっており、今回、県の条例など一括して見直しすることになったので、消防団条例も変えさせていただいた。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕

なし

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

⑥議案第 92 号 掛川市消防団条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

4) その他 なし

5) 閉会 [13:45]